

平成29年度 茨城県農地中間管理事業評価委員会に係る意見書

平成29年6月21日に開催した標記委員会において、本県農地中間管理事業の実績及び今後の推進方策等について協議した結果、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

今後の事業推進にあたっては、これらの意見を踏まえた取り組みが図られますようお願いいたします。

記

1 農地利用最適化推進委員との連携について

農地利用の最適化について、機能していない農業委員会もあることから、昨年度の優良事例の活動内容を参考にし、農地利用最適化推進委員の具体的な活動として普及すること。

さらに、農地利用最適化推進委員と機構の連携は、農地利用の最適化において重要であることから、農地利用最適化推進委員の業務に農地中間管理事業を明確に位置付けるほか、お互いが把握した農地等の情報を共有するなどの連携体制を構築すること。

2 地域に密着した事業推進について

事業開始から3年が経過し、地域ごとの課題等が具体的に見えてきた。このため、全県下一律的な推進だけでなく、地域の課題等を考慮し、地域に密着した推進方策を取り入れること。

3 農業者団体との協定に基づく、一丸となった事業推進について

協定締結による活動実績だけではなく、協定締結がどんな風に活かされたか、成果を具体的に主張できるよう役割分担を明確にしながら、個別具体的な連携とすること。

4 基盤整備事業との連携について

改正土地改良法の機構関連事業を積極的にPRすること。特に畑地の活用を推進すること。

5 他施策との連携について

飼料用米の推進は、まとまった農地で効果が高いことから、農地中間管理事業と統一的に推進を図ることで効果が出る施策とは緊密に連携して推進すること。

6 その他

評価委員会の資料について、これまでの実績等の報告に検証・分析を加えること。